

(報告事項)

議会個人情報保護条例等の改正について

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の改正等に伴い、松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号。以下「議会条例」という。）及び松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号。以下「議会施行規程」という。）を改正することを報告するものです。

2 経過

- 6. 8. 7 全国市議会議長会（以下「議長会」という。）から、番号利用法の改正に伴い、「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例(例)」(以下「議長会条例(例)」という。)を改正する予定である旨の連絡
- 3 0 令和6年度第1回松本市個人情報保護制度審議会において、理事者側が、個人情報開示請求手続にあっては、個人情報保護を徹底する観点からオンラインによる個人情報の開示を慎重に考え、当面はオンラインによる個人情報の開示は行わない旨の方針を表明
- 1 1. 2 5 議長会から、番号利用法等の改正等に伴い、議長会条例(例)及び「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(例)」(以下「議長会規程(例)」という。)の改正について通知(以下「議長会通知」という。)を受理
- 1 2. 1 1 議長会から、番号利用法の改正施行期日が令和7年4月1日に定まった(令和6年12月6日付け官報号外第284号)旨の連絡
- 1 9 議会運営委員会において、議会条例及び議会施行規程の改正方針を集約
- 7. 2. 1 0 議会運営委員会において、議会条例及び議会施行規程の改正案を集約
- 2 8 議会施行規程改正(告示・施行)

3 議長会通知 別紙1のとおり(議長会添付資料(別添1～4)省略)

4 議長会通知の内容(議長会条例(例)及び議長会規程(例)の改正内容)

(1) 議長会条例(例)の改正内容

- ア 番号利用法の改正により同法第2条に第8項(カード代替電磁的記録)が新設されたことに伴う引用条項の整理
- イ 条文の見直しに伴う所要の改正(言換え範囲の訂正、接続詞の訂正等)

(2) 議長会規程（例）の改正内容

- ア 健康保険証及び運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴い、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「法施行令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「法施行規則」という。）が改正されることに伴う所要の改正（定義規定の改正、本人確認書類の見直し等）
- イ 条文の見直しに伴う所要の改正（法施行令及び法施行規則に合わせた表現調整等）

(3) 改正時期に係る考え方

- ア 議長会条例（例）の準じた各議会個人情報保護条例の改正時期については、各議会の実情に応じて判断いただきたい（ただし、議長会通知後に番号利用法の改正施行期日が令和7年4月1日に定まったことから、同日までの改正が必要）。
- イ 議長会規程（例）に準じた各議会個人情報保護条例施行規程の改正時期については、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う改正については、1年間の猶予が設けられているため、当面の支障は生じないとするが、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴う改正については、令和7年3月24日までに改正する必要があると考える。

5 オンラインによる個人情報の開示に係る議会条例及び議会施行規程の規定

- (1) 議会条例第28条第1項及び議会施行規程第17条第2項の規定により、電磁的記録である個人情報の一部についてはオンラインによる開示が可能
- (2) これは、個人情報保護法の改正に伴う議会の対応に係る基本方針（令和4年6月9日決定。同年7月12日松本市個人情報保護制度審議会に報告済み。以下「議会基本方針」という。）において、議長会条例（例）を踏まえた例規整備を行うとしたことに基づき、議長会規程（例）のと通りの例規整備を行ったもの

※ 参考 議会基本方針

現行の松本市個人情報保護条例及び議長会の個人情報保護条例（例）を踏まえた例規整備を行い、引き続き個人情報保護制度の適正運用を図る。

【理由】

- ア 松本市個人情報保護条例は平成30年2月定例会での議決により全部改正がなされたばかりで、法体系としては現に適正なものとして施行されている事実があるため、法的安定性の観点からは現行条例を踏まえることに合理性があること。
- イ 市民の混乱を防ぐという観点からは、執行機関と議会のそれぞれにおける個人情報の取扱いに差異を生じさせないという考えの下で作成された議長会条例（例）を踏まえることに合理性があること。

6 議会条例及び議会施行規程の改正方針

次のとおり、令和6年12月19日開催の議会運営委員会において決定しました。

- (1) 議会基本方針に基づき、議会条例については議長会条例（例）に、議会施行規程については議長会規程（例）に、それぞれ準じた改正を行う。

- (2) 議長会通知における改正時期に係る考え方を踏まえ、議会条例の改正は令和7年2月定例会において、議会施行規程の改正は令和7年3月24日までに、それぞれ行う。
- (3) 議会施行規程の改正に当たっては、議会基本方針の趣旨（理由）を踏まえ、オンラインによる個人情報の開示に係る理事者側の方針（個人情報保護を徹底する観点からオンラインによる個人情報の開示を慎重に考え、当面オンラインによる個人情報の開示を行わない。）に準じた改正を行う。

7 議会条例及び議会施行規程の改正内容

(1) 議会条例の改正

次のとおり令和7年2月定例会閉会日（3月17日）に議案を提出予定

ア 議案 議第1号 松本市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

イ 改正の内容

(ア) 番号利用法の改正により同法第2条に第8項が新設されたことに伴う引用条項の整理

(イ) 条文の見直しに伴う所要の改正（言換え範囲の限定、接続詞の訂正等）

ウ 新旧対照表 別紙2のとおり

エ 施行日 令和7年4月1日

(2) 議会施行規程の改正

令和7年2月28日付け議会告示により次のとおり改正

ア 改正の内容

(ア) 健康保険証及び運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴い、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「法施行令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「法施行規則」という。）が改正されることに伴う所要の改正（定義規定の改正、本人確認書類の見直し、様式の見直し等）

(イ) オンラインによる個人情報の開示に係る理事者側の方針（個人情報保護を徹底する観点からオンラインによる個人情報の開示を慎重に考え、当面オンラインによる個人情報の開示を行わない。）に準じ、オンラインによる個人情報の開示に係る規定の削除

(ウ) 条文の見直しに伴う所要の改正（法施行令及び法施行規則に合わせた表現調整等）

イ 新旧対照表 別紙3のとおり

(3) 施行日 告示の日（令和7年2月28日。一部3月24日施行）

8 参考

○松本市議会個人情報保護条例第28条第1項

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録され

ている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

○松本市議会個人情報保護条例施行規程第17条第1項及び第2項

（電磁的記録の開示方法）

第17条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
- (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

全 議 第 3 0 6 号
令和 6 年 1 1 月 2 5 日

市議会事務局長 各位

全国市議会議長会
事務総長 宮 地 毅

「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」及び「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」の一部改正について

平素は本会の運営等に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、関係法令の改正により、以下のとおり「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」及び「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」の一部改正を行うことといたしましたので、別添のとおりご送付申し上げます。

1 〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）の一部改正

第 2 1 3 回国会において成立した「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）が改正され、同法第 2 条に新たに第 8 項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の規定の整備のため、「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」の一部を別添のとおり改正しました。

この改正に関しては、「刑法改正（拘禁刑の創設）に伴う市議会の個人情報の保護に関する条例（例）の一部改正について（通知）」（令和 6 年 8 月 7 日付け）を送付した電子メール本文において、番号利用法の施行期日（公布の日（令和 6 年 6 月 7 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日）が明らかになった時点で条例（例）の改正を行う予定としていましたが、現時点でまだ政令は公布されておらず、本会への照会も多いことから、これに係る附則の規定の仕方について、①政令の公布後に施行日を入れて改正する、②改正法の施行日とする、の 2 通りのパターンでお示しすることとしました。

つきましては、各議会の実情に応じて改正時期を判断いただきたいと考えています。

2 ○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）の一部改正（案）

健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、「○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」の一部改正を行うこととしました。

このうち、健康保険証については、令和6年12月2日に現行の保険証は廃止になりますが、これに係る「個人情報の保護に関する法律施行規則」（以下「規則」という。）の一部改正に関してはまだ公布されておらず、現時点の情報によると、今月末の官報掲載（公布）、12月2日施行で準備が進められているとのことです。

こうした状況を踏まえ、各市における改正準備作業に資するため、別添のとおり案段階のものにはなりますが、「○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」の一部改正（案）をご送付いたします（規則が公布されましたら改めてご連絡いたします）。

なお、健康保険証に関する規程の改正については、1年間の猶予期間が設けられるため、12月2日時点までに改正しなくても支障は生じないと考えていますが、運転免許証に関する規程の改正については、3月24日までに改正する必要があると考えています。

【送付資料】

- 別添1 ○○市議会の個人情報の保護に関する条例（例）新旧対照表
- 別添2 ○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）新旧対照表
- 別添3 〔参考〕○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）の様式の改正箇所
- 別添4 規程改正に係る法改正関連資料
 - ・ マイナンバー法等の一部改正法の概要
 - ・ 参考：発行済の健康保険証の取扱いについて
 - ・ 官報（令和5年6月9日付け号外第122号）
 - ・ 官報（令和6年8月14日付け第1284号）
 - ・ 道路交通法の一部を改正する法律案（概要）
 - ・ 官報（令和6年11月1日付け号外第257号）

担当 企画議事部（議事担当）

TEL 03-3262-2303

FAX 03-3263-5751

Email chousa@si-gichokai.gr.jp

松本市議会個人情報保護条例改正案（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
○松本市議会個人情報保護条例 令和5年3月22日 条例第25号 （定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下</u>「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略）	○松本市議会個人情報保護条例 令和5年3月22日 条例第25号 （定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において</u>「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略）	・議長会改正例に応じた改正は不要（本条以外に情報公開条例の引用がなく（理事者条例が法§78Ⅱの開示・不開示情報の特則規定を設けておらず、議会条例§20が情報公開条例を引用していないため。）、言換え不要） ・所要の整備（議長会改正例） ・番号利用法改正に伴う引用条項の整理（議長会改正例）

改正前			改正後			備考
(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			・所要の整備(議長会改正例)
第12条第1項から第2項第1号まで	(略)	(略)	第12条第1項から第2項第1号まで	(略)	(略)	
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人	・番号利用法改正に伴う引用条項の整理

改正前			改正後			備考
		報ファイルをいう。)に記録されているとき			情報ファイルをいう。)に記録されているとき	(議長会改正例)
第38条第1項第2号	(略)	(略)	第38条第1項第2号	(略)	(略)	
(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略)			(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項及び第50条第2項第4号において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略)			・所要の整備(議長会改正例。ただし、議会条例§50Ⅱ④は松本市議会独自規定のため追加) ・所要の整備(議長会改正例)

改正前	改正後	備考
(開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第27条 （略） 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) （略） 3 （略） （訂正請求権） 第31条 （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請	(開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第27条 （略） 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) （略） 3 （略） （訂正請求権） 第31条 （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることが	・所要の整備（議長会改正例） ・所要の整備（議長会改正例） ・所要の整備（議長会改正例） ・所要の整備（議長会改正例） ・所要の整備（議長会改正例）

改正前	改正後	備考
求」という。)をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が必要な各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下<u>この章において</u>「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 (略) (利用停止請求の手続) 第39条 (略)	できる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が必要な各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 (略) (利用停止請求の手続) 第39条 (略)	・所要の整備(議長会改正例) ・所要の整備(議長会改正例) ・所要の整備(議長会改正例)

改正前	改正後	備考
2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定<u>に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 <u>附 則（令和7年3月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	・所要の整備（議長会改正例） ・所要の整備（議長会改正例） ・所要の整備（議長会改正例）

松本市議会個人情報保護条例施行規程改正案（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
○松本市議会個人情報保護条例施行規程 令和5年3月31日 議会告示第1号 （個人識別符号） 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) （略） (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u> (9) （略） (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号	○松本市議会個人情報保護条例施行規程 令和5年3月31日 議会告示第1号 （個人識別符号） 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) （略） (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u> (9) （略） (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号 <u>又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</u>	・ 法施行規則改正に伴う文言整理（議長会改正例） ・ 法施行規則改正に伴う文言整理（議長会改正例） ・ 法施行令改正に伴う文言整理（議長会改正例） ・ 法施行令改正に伴う免許情報記録の番号の追加（議長会改正例。運転免許証とマイナカード一体化に伴うもの）

改正前	改正後	備考
(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (12)・(13) （略） (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u> (15)～(17) （略） （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第6条 （略） 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>定める</u>事項を通知しなければならない。 (1)～(5) （略） （開示請求等における本人確認手続等） 第11条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下こ	(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (12)・(13) （略） (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u> (15)～(17) （略） （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第6条 （略） 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>掲げる</u>事項を通知しなければならない。 (1)～(5) （略） （開示請求等における本人確認手続等） 第11条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下こ	・ 法施行規則改正に伴う文言整理（議長会改正例） ・ 法施行令改正に伴う文言整理（議長会改正例） ・ 所要の整備（議長会改正例） ・ 法施行令改正に伴う健康保険証の削除（議長会改正例。健康保険証の廃止に伴い、

改正前	改正後	備考
の条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) (略) 2～5 (略) (開示決定の<u>通知</u>) 第12条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第17条第2項において同じ。)を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項</u>	の条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) (略) 2～5 (略) (開示決定の<u>際に通知すべき事項</u>) 第12条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(3) (略)	本人確認書類から削除するもの。なお、健康保険証の経過措置(～R7.12.2)及び資格確認書については「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの」として引き続き本人確認書類となるもの ・所要の整備(議長会改正例) ・理事者方針(オンラインによる個人情報の開示は行わない。)に合わせて削除するもの

改正前	改正後	備考
(電磁的記録の開示方法) 第17条 (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。) <u>又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法</u>により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。 3 (略) <u>様式第3号(第10条関係)</u> <u>(別紙)</u> <u>様式第3号の2(第11条関係)</u> <u>(別紙)</u> <u>様式第4号(第13条関係)</u> <u>(別紙)</u> <u>様式第11号の2(第18条関係)</u>	(電磁的記録の開示方法) 第17条 (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。 3 (略) <u>様式第3号(第10条関係)</u> <u>(別紙)</u> <u>様式第3号の2(第11条関係)</u> <u>(別紙)</u> <u>様式第4号(第13条関係)</u> <u>(別紙)</u> <u>様式第11号の2(第18条関係)</u>	・理事者方針(オンラインによる個人情報の開示は行わない。)に合わせて削除するもの ・理事者方針(オンラインによる個人情報の開示は行わない。)に合わせて改正 ・法施行令改正に伴う健康保険証の削除 ・法施行令改正に伴う健康保険証の削除 ・理事者方針(オンラインによる個人情報の開示は行わない。)に合わせて改正 ・法施行令改正に伴

改正前	改正後	備考
<u>(別紙)</u> <u>様式第 1 2 号 (第 2 0 条関係)</u> <u>(別紙)</u> <u>様式第 1 8 号 (第 2 5 条関係)</u> <u>(別紙)</u>	<u>(別紙)</u> <u>様式第 1 2 号 (第 2 0 条関係)</u> <u>(別紙)</u> <u>様式第 1 8 号 (第 2 5 条関係)</u> <u>(別紙)</u> <u>附 則 (令和 7 年 2 月 2 8 日議会告示第 1 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この告示は、告示の日から施行する。ただし、第</u> <u>3 条第 1 0 号の改正規定は、令和 7 年 3 月 2 4 日か</u> <u>ら施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この告示による改正前の松本市議会個人情報保護条</u> <u>例施行規程の規定による様式は、当分の間、この告</u> <u>示による改正後の松本市議会個人情報保護条例施行</u> <u>規程の規定による様式とみなす。</u>	う健康保険証の削除 ・法施行令改正に伴 う健康保険証の削除 ・法施行令改正に伴 う健康保険証の削除

年 月 日

氏 名

住所又は居所

三

電話番号 ()

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

1. *What is the purpose of this study?*
 2. *What are the research objectives?*
 3. *What is the research methodology?*
 4. *What are the results of the study?*
 5. *What are the conclusions of the study?*
 6. *What are the limitations of the study?*
 7. *What are the implications of the study?*
 8. *What are the future research directions?*
 9. *What are the contributions of the study?*
 10. *What are the key findings of the study?*
 11. *What are the main results of the study?*
 12. *What are the primary outcomes of the study?*
 13. *What are the secondary outcomes of the study?*
 14. *What are the tertiary outcomes of the study?*
 15. *What are the quaternary outcomes of the study?*
 16. *What are the quinary outcomes of the study?*
 17. *What are the senary outcomes of the study?*
 18. *What are the septenary outcomes of the study?*
 19. *What are the octenary outcomes of the study?*
 20. *What are the nonary outcomes of the study?*
 21. *What are the decenary outcomes of the study?*
 22. *What are the undecenary outcomes of the study?*
 23. *What are the duodecenary outcomes of the study?*
 24. *What are the tredecenary outcomes of the study?*
 25. *What are the quattuordecenary outcomes of the study?*
 26. *What are the quindecenary outcomes of the study?*
 27. *What are the sexdecenary outcomes of the study?*
 28. *What are the septendecenary outcomes of the study?*
 29. *What are the octodecenary outcomes of the study?*
 30. *What are the nonodecenary outcomes of the study?*
 31. *What are the vigintenary outcomes of the study?*
 32. *What are the unvigintenary outcomes of the study?*
 33. *What are the bivigintenary outcomes of the study?*
 34. *What are the trivigintenary outcomes of the study?*
 35. *What are the quadvigintenary outcomes of the study?*
 36. *What are the quinvigintenary outcomes of the study?*
 37. *What are the sexvigintenary outcomes of the study?*
 38. *What are the septenvigintenary outcomes of the study?*
 39. *What are the octovigintenary outcomes of the study?*
 40. *What are the nonavigintenary outcomes of the study?*
 41. *What are the vigintigintenary outcomes of the study?*
 42. *What are the unvigintigintenary outcomes of the study?*
 43. *What are the bivigintigintenary outcomes of the study?*
 44. *What are the trivigintigintenary outcomes of the study?*
 45. *What are the quadvigintigintenary outcomes of the study?*
 46. *What are the quinvigintigintenary outcomes of the study?*
 47. *What are the sexvigintigintenary outcomes of the study?*
 48. *What are the septenvigintigintenary outcomes of the study?*
 49. *What are the octovigintigintenary outcomes of the study?*
 50. *What are the nonavigintigintenary outcomes of the study?*
 51. *What are the vigintigintigintenary outcomes of the study?*
 52. *What are the unvigintigintigintenary outcomes of the study?*
 53. *What are the bivigintigintigintenary outcomes of the study?*
 54. *What are the trivigintigintigintenary outcomes of the study?*
 55. *What are the quadvigintigintigintenary outcomes of the study?*
 56. *What are the quinvigintigintigintenary outcomes of the study?*
 57. *What are the sexvigintigintigintenary outcomes of the study?*
 58. *What are the septenvigintigintigintenary outcomes of the study?*
 59. *What are the octovigintigintigintenary outcomes of the study?*
 60. *What are the nonavigintigintigintenary outcomes of the study?*
 61. *What are the vigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 62. *What are the unvigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 63. *What are the bivigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 64. *What are the trivigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 65. *What are the quadvigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 66. *What are the quinvigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 67. *What are the sexvigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 68. *What are the septenvigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 69. *What are the octovigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 70. *What are the nonavigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 71. *What are the vigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 72. *What are the unvigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 73. *What are the bivigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 74. *What are the trivigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 75. *What are the quadvigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 76. *What are the quinvigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 77. *What are the sexvigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 78. *What are the septenvigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 79. *What are the octovigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 80. *What are the nonavigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 81. *What are the vigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 82. *What are the unvigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 83. *What are the bivigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 84. *What are the trivigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 85. *What are the quadvigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 86. *What are the quinvigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 87. *What are the sexvigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 88. *What are the septenvigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 89. *What are the octovigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 90. *What are the nonavigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 91. *What are the vigintigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 92. *What are the unvigintigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 93. *What are the bivigintigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 94. *What are the trivigintigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 95. *What are the quadvigintigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 96. *What are the quinvigintigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 97. *What are the sexvigintigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 98. *What are the septenvigintigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 99. *What are the octovigintigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*
 100. *What are the nonavigintigintigintigintigintigintigintenary outcomes of the study?*

☐ (1) 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付

☐ その他 (

＜実施の希望日＞ 年 月 日

☐ (2) 写しの送付を希望する。

☐ (3) 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

※ 裏面も記載してください。

年 月 日

氏 名

住所又は居所

三

電話番号 ()

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）



☐ (1) 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付

☐ その他 (

＜実施の希望日＞ 年 月 日

☐ (2) 写しの送付を希望する。

※ 裏面も記載してください。

- 3 本人確認等（該当するものに✓を付するとともに必要事項を記載してください。）
- ※ 本請求書を送付して開示請求をする場合は、送付による開示請求等本人確認書類提出書（様式第3号の2）及び同様式に記載されている本人確認書類を添付してください。

(1) 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合は請求資格確認書類（次のいずれかの書類）を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求資格確認書類については、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。また、法定代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。請求資格確認書類は、コピーによる提出は認められません。
(5) 任意代理人が請求する場合は請求資格確認書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ 添付書類（ ） ※ 委任状については、委任者がその実印を押印し、かつ開示請求をする日前30日以内に作成したものに限ります。また、当該実印に係る印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するとともに、任意代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。委任状及び印鑑登録証明書は、コピーによる提出は認められません。

【議会事務局使用欄】

写しの作成及び送付に要する費用

費用の額	請求書発送日	納入確認日
写しの作成費用 円		
写しの送付費用 円		

- 3 本人確認等（該当するものに✓を付するとともに必要事項を記載してください。）
- ※ 本請求書を送付して開示請求をする場合は、送付による開示請求等本人確認書類提出書（様式第3号の2）及び同様式に記載されている本人確認書類を添付してください。

(1) 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合は請求資格確認書類（次のいずれかの書類）を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求資格確認書類については、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。また、法定代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。請求資格確認書類は、コピーによる提出は認められません。
(5) 任意代理人が請求する場合は請求資格確認書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ 添付書類（ ） ※ 委任状については、委任者がその実印を押印し、かつ開示請求をする日前30日以内に作成したものに限ります。また、当該実印に係る印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するとともに、任意代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。委任状及び印鑑登録証明書は、コピーによる提出は認められません。

【議会事務局使用欄】

写しの作成及び送付に要する費用

費用の額	請求書発送日	納入確認日
写しの作成費用 円		
写しの送付費用 円		

送付による開示請求等本人確認書類提出書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒

電話番号 ()

送付による開示請求等を行いたいので、松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号。以下「条例施行規程」といいます。）第11条第2項の規定により、下記のとおり本人確認書類を提出します。

記

- 1 本人確認書類（提出する書類の□に✓を記載してください。なお、次の(1)及び(2)のいずれも必要となります。）

- (1) □住民票の写し

※ 個人番号（マイナンバー）の記載がなく、開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限り、コピーによる提出は認められません。

- (2) 次のア～ウのいずれか

ア □次の(ア)～(イ)に掲げる官公庁発行の顔写真付き本人確認書類（開示請求書等に記載されている開示請求者等の住所を証明できるものに限り、）のうちいずれか1点のコピー

(ア) □運転免許証

(イ) □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載があるもの）

(ウ) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

(エ) □身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

イ □次の(ア)～(イ)に掲げる官公庁発行の顔写真無しの本人確認書類（開示請求書等に記載されている開示請求者等の住所を証明できるものに限り、）のいずれか2点のコピー

(ア) □健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証を含む。）

(イ) □印鑑登録証

(ウ) □介護保険被保険者証

(エ) □国民年金手帳

ウ □上記イのいずれか2点のコピーの提出が困難な場合は上記イのいずれか1点のコピーに加えて、次の(ア)～(イ)に掲げる本人確認書類のいずれか1点のコピー

(ア) □旅券

(イ) □住所記載のない住民基本台帳カード

(ウ) □松本市福祉100円バス・上高地線電車乗車パス券

(エ) □顔写真付きの身分証明書（学生証、社員証等）

送付による開示請求等本人確認書類提出書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒

電話番号 ()

送付による開示請求等を行いたいので、松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号。以下「条例施行規程」といいます。）第11条第2項の規定により、下記のとおり本人確認書類を提出します。

記

- 1 本人確認書類（提出する書類の□に✓を記載してください。なお、次の(1)及び(2)のいずれも必要となります。）

- (1) □住民票の写し

※ 個人番号（マイナンバー）の記載がなく、開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限り、コピーによる提出は認められません。

- (2) 次のア～ウのいずれか

ア □次の(ア)～(イ)に掲げる官公庁発行の顔写真付き本人確認書類（開示請求書等に記載されている開示請求者等の住所を証明できるものに限り、）のうちいずれか1点のコピー

(ア) □運転免許証

(イ) □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載があるもの）

(ウ) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

(エ) □身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

イ □次の(ア)～(イ)に掲げる官公庁発行の顔写真無しの本人確認書類（開示請求書等に記載されている開示請求者等の住所を証明できるものに限り、）のいずれか2点のコピー

(ア) □印鑑登録証

(イ) □介護保険被保険者証

(ウ) □国民年金手帳

(エ) □その他 ()

ウ □上記イのいずれか2点のコピーの提出が困難な場合は上記イのいずれか1点のコピーに加えて、次の(ア)～(イ)に掲げる本人確認書類のいずれか1点のコピー

(ア) □旅券

(イ) □住所記載のない住民基本台帳カード

(ウ) □松本市福祉100円バス・上高地線電車乗車パス券

(エ) □顔写真付きの身分証明書（学生証、社員証等）

※ 法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、法定代理人又は任意代理人の本人確認書類（上記１の書類）に加えて、法定代理人又は任意代理人の請求資格確認書類（下記２又は３）を提出してください。

※ 法定代理人が法人の場合にあっては、当該開示請求等の任に当たる者（担当者）に係る上記１の本人確認書類に加えて、下記２－１に掲げる書類を提出してください。

２ 法定代理人の請求資格確認書類（提出する書類の□に✓を記載してください。）

次の(1)～(3)に掲げる書類のうち当該法定代理人が当該開示請求等に係る個人情報の本人の法定代理人であることを証明する書類のいずれか１点（開示請求等をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。コピーによる提出は認められません。）

- (1) ☐ 戸籍謄本又は抄本
- (2) ☐ 成年後見登記の登記事項証明書
- (3) ☐ 家庭裁判所の証明書

２－１ 法定代理人が法人の場合の本人確認書類に追加する書類

次の(1)及び(2)に掲げる書類（いずれも開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。コピーによる提出は認められません。）

- ① ☐ 法人の印鑑証明書
- ② ☐ 法人の登記事項証明書

３ 任意代理人の請求資格確認書類（提出する書類の□に✓を記載してください。）

次の(1)及び(2)に掲げる書類（いずれも開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。コピーによる提出は認められません。）

- (1) ☐ 委任者の実印が押印された任意代理人の資格を証明する委任状
- (2) ☐ 委任状に押印した実印に係る印鑑登録証明書

※ 法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、法定代理人又は任意代理人の本人確認書類（上記１の書類）に加えて、法定代理人又は任意代理人の請求資格確認書類（下記２又は３）を提出してください。

※ 法定代理人が法人の場合にあっては、当該開示請求等の任に当たる者（担当者）に係る上記１の本人確認書類に加えて、下記２－１に掲げる書類を提出してください。

２ 法定代理人の請求資格確認書類（提出する書類の□に✓を記載してください。）

次の(1)～(3)に掲げる書類のうち当該法定代理人が当該開示請求等に係る個人情報の本人の法定代理人であることを証明する書類のいずれか１点（開示請求等をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。コピーによる提出は認められません。）

- (1) ☐ 戸籍謄本又は抄本
- (2) ☐ 成年後見登記の登記事項証明書
- (3) ☐ 家庭裁判所の証明書

２－１ 法定代理人が法人の場合の本人確認書類に追加する書類

次の(1)及び(2)に掲げる書類（いずれも開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。コピーによる提出は認められません。）

- ① ☐ 法人の印鑑証明書
- ② ☐ 法人の登記事項証明書

３ 任意代理人の請求資格確認書類（提出する書類の□に✓を記載してください。）

次の(1)及び(2)に掲げる書類（いずれも開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。コピーによる提出は認められません。）

- (1) ☐ 委任者の実印が押印された任意代理人の資格を証明する委任状
- (2) ☐ 委任状に押印した実印に係る印鑑登録証明書

開示決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号）第24条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

- ※1 この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、松本市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。
- ※2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松本市を被告として（訴訟において松本市を代表する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第105条の2の規定により松本市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記※1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

開示決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号）第24条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

- ※1 この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、松本市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。
- ※2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松本市を被告として（訴訟において松本市を代表する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第105条の2の規定により松本市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記※1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施に関する事項

- (1) 開示の実施の方法（✓が付されている方法に限る。）
- ☐ア 文書又は図画の閲覧（条例第28条第1項）
 - ☐イ 文書又は図画写しの交付（条例第28条第1項）
 - ☐ウ 電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴（条例施行規程第17条第1項第1号）
 - ☐エ 電磁的記録を複製したものの交付（条例施行規程第17条第1項第1号及び第2項）
 - ☐オ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧（条例施行規程第17条第1項第2号）
 - ☐カ 電磁的記録を用紙に出力したものの交付（条例施行規程第17条第1項第2号）
 - ☐キ 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧（条例施行規程第17条第2項）
 - ☒ク 電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに複製（条例施行規程第17条第2項）
 - ☐ケ 上記 について当該電磁的記録を複製したもの又は用紙に出力したものの写しによるもの（条例施行規程第17条第3項）
- (2) 事務所（議会事務局）における開示を実施することができる日時及び場所
- ア 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- イ 時間：
- （上記期間及び時間のうち、土曜日、日曜日及び祝祭日等を除く日から別途議会事務局と調整すべき旨を記載できる。）
- ウ 場所：
- (3) 写しの送付の方法による開示を実施する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
- ア 準備日数：
- イ 送付に要する費用（見込み額）：
- (4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合における準備日数等
- ア 準備日数：

5 注意事項

（この項には、この決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、条例第28条第3項及び条例施行規程第18条第1項の規定により、求める開示の実施方法等を議長に申し出なければならない旨及び個人情報の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示すべき旨を記載することができる。）

6 本件連絡先

松本市議会事務局（担当 ）
電話

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施に関する事項

- (1) 開示の実施の方法（✓が付されている方法に限る。）
- ☐ア 文書又は図画の閲覧（条例第28条第1項）
 - ☐イ 文書又は図画写しの交付（条例第28条第1項）
 - ☐ウ 電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴（条例施行規程第17条第1項第1号）
 - ☐エ 電磁的記録を複製したものの交付（条例施行規程第17条第1項第1号及び第2項）
 - ☐オ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧（条例施行規程第17条第1項第2号）
 - ☐カ 電磁的記録を用紙に出力したものの交付（条例施行規程第17条第1項第2号）
 - ☐キ 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧（条例施行規程第17条第2項）
 - ☒ク 上記 について当該電磁的記録を複製したもの又は用紙に出力したものの写しによるもの（条例施行規程第17条第3項）
- (2) 事務所（議会事務局）における開示を実施することができる日時及び場所
- ア 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- イ 時間：
- （上記期間及び時間のうち、土曜日、日曜日及び祝祭日等を除く日から別途議会事務局と調整すべき旨を記載できる。）
- ウ 場所：
- (3) 写しの送付の方法による開示を実施する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
- ア 準備日数：
- イ 送付に要する費用（見込み額）：
- (4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合における準備日数等
- ア 準備日数：

5 注意事項

（この項には、この決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、条例第28条第3項及び条例施行規程第18条第1項の規定により、求める開示の実施方法等を議長に申し出なければならない旨及び個人情報の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示すべき旨を記載することができる。）

6 本件連絡先

松本市議会事務局（担当 ）
電話

写しの送付方法確認書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)
氏 名
住所又は居所
〒
電話番号 ()

松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号。以下「条例施行規程」といいます。）第18条第1項第4号の申出に当たり、写しの送付方法が下記のとおりであることを確認した上で、了承します。

記

- 1 写しの送付方法は、本人限定受取郵便（基本型）によること。
※ 写しの送付方法については、なりすましによる開示請求の防止や、開示請求者への確実な到達のため、本人限定受取郵便（基本型）によります。
【本人限定受取郵便（基本型）】

郵便物に記載された名宛人又は差出人が指定する代人1人に限り、郵便物が渡されるものです。受取方法等は次のとおりです。

名宛人への連絡方法	郵便局から通知書が送付されます。
郵便物受取場所	郵便局窓口
受取時に提示が必要な本人確認書類	・写真付き公的証明書 1点 具体例：運転免許証、日本国旅券(パスポート)、個人番号カード等 ・写真の付いていない公的証明書又は写真付き職員証・学生証等 2点 具体例：健康保険証、職員証、学生証等
郵 送 料	基本料金、一般書留加算料金及び本人限定受取郵便加算料金の合計額（郵送する写しの大きさ及び重さによって異なります。）

- 2 条例第30条第2項及び条例施行規程第19条の規定により、写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担かつ前納であるため、写しの送付は、当該費用の入金を議会事務局において確認した後となること。
- 3 郵便事情により、郵送の遅れ、誤配等のリスクがあること。また、開示請求者側の事情により、送付した写しが開示請求者に到達しない場合があること。

写しの送付方法確認書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)
氏 名
住所又は居所
〒
電話番号 ()

松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号。以下「条例施行規程」といいます。）第18条第1項第4号の申出に当たり、写しの送付方法が下記のとおりであることを確認した上で、了承します。

記

- 1 写しの送付方法は、本人限定受取郵便（基本型）によること。
※ 写しの送付方法については、なりすましによる開示請求の防止や、開示請求者への確実な到達のため、本人限定受取郵便（基本型）によります。
【本人限定受取郵便（基本型）】

郵便物に記載された名宛人又は差出人が指定する代人1人に限り、郵便物が渡されるものです。受取方法等は次のとおりです。

名宛人への連絡方法	郵便局から通知書が送付されます。
郵便物受取場所	郵便局窓口
受取時に提示が必要な本人確認書類	・写真付き公的証明書 1点 具体例：運転免許証、日本国旅券(パスポート)、個人番号カード等 ・写真の付いていない公的証明書又は写真付き職員証・学生証等 2点 具体例：職員証、学生証等
郵 送 料	基本料金、一般書留加算料金及び本人限定受取郵便加算料金の合計額（郵送する写しの大きさ及び重さによって異なります。）

- 2 条例第30条第2項及び条例施行規程第19条の規定により、写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担かつ前納であるため、写しの送付は、当該費用の入金を議会事務局において確認した後となること。
- 3 郵便事情により、郵送の遅れ、誤配等のリスクがあること。また、開示請求者側の事情により、送付した写しが開示請求者に到達しない場合があること。

訂正請求書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)
氏 名
住所又は居所
〒
電話番号 ()

松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号）第32条第1項の規定により、
次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報並びに訂正請求の趣旨及び理由

訂正請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき 開 示 を 受 け た 保 有 個 人 情 報	開示決定通知書の文書番号：_____ 開示決定通知書の日付：_____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨 及 び 理 由	【趣旨】 【理由】

※ 裏面も記載してください。

訂正請求書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)
氏 名
住所又は居所
〒
電話番号 ()

松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号）第32条第1項の規定により、
次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報並びに訂正請求の趣旨及び理由

訂正請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき 開 示 を 受 け た 保 有 個 人 情 報	開示決定通知書の文書番号：_____ 開示決定通知書の日付：_____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨 及 び 理 由	【趣旨】 【理由】

※ 裏面も記載してください。

利用停止請求書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)
氏 名
住所又は居所
〒
電話番号 ()

松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報並びに利用停止請求の趣旨及び理由

利用停止請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき 開 示 を 受 け た 保 有 個 人 情 報	開示決定通知書の文書番号：_____ 開示決定通知書の日付：_____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の 趣 旨 及 び 理 由	【趣旨（該当するものに✓を付してください。）】 ☐ 条例第38条第1項第1号該当 → ☐ 利用の停止 又は ☐ 消去 ☐ 条例第38条第1項第2号該当 → 提供の停止 【理由】

※ 裏面も記載してください。

利用停止請求書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)
氏 名
住所又は居所
〒
電話番号 ()

松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報並びに利用停止請求の趣旨及び理由

利用停止請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき 開 示 を 受 け た 保 有 個 人 情 報	開示決定通知書の文書番号：_____ 開示決定通知書の日付：_____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の 趣 旨 及 び 理 由	【趣旨（該当するものに✓を付してください。）】 ☐ 条例第38条第1項第1号該当 → ☐ 利用の停止 又は ☐ 消去 ☐ 条例第38条第1項第2号該当 → 提供の停止 【理由】

※ 裏面も記載してください。

※ 本請求書を送付して利用停止請求をする場合は、送付による開示請求等本人確認書類提出書（様式第3号の2）及び同様式に記載されている本人確認書類を添付してください。

(1)	利用停止請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
(2)	請求者本人確認書類			
	☐ 運転免許証	☐ 健康保険被保険者証		
	☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）			
	☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書			
	☐ その他（ ）			
(3)	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）			
	ア 本人の状況	☐ 未成年者（	年 月 日生）	☐ 成年被後見人
		☐ 任意代理人委任者		
	（ふりがな）			
	イ 本人の氏名			
	ウ 本人の住所又は居所			
(4)	法定代理人が請求する場合は請求資格確認書類（次のいずれかの書類）を提示し、又は提出してください。			
	請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本	☐ 登記事項証明書	
		☐ その他（ ）		
	※ 請求資格確認書類については、利用停止請求をする日前３０日以内に作成されたものに限りま。また、法定代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。請求資格確認書類は、コピーによる提出は認められません。			
(5)	任意代理人が請求する場合は請求資格確認書類を提示し、又は提出してください。			
	請求資格確認書類	☐ 委任状		
		☐ 添付書類（ ）		
	※ 委任状については、委任者がその実印を押印し、かつ利用停止請求をする日前３０日以内に作成したものに限りま。また、当該実印に係る印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限りま。）を添付するとともに、任意代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。委任状及び印鑑登録証明書は、コピーによる提出は認められません。			

※ 本請求書を送付して利用停止請求をする場合は、送付による開示請求等本人確認書類提出書（様式第3号の2）及び同様式に記載されている本人確認書類を添付してください。

(1)	利用停止請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
(2)	請求者本人確認書類			
	☐ 運転免許証			
	☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）			
	☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書			
	☐ その他（ ）			
(3)	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）			
	ア 本人の状況	☐ 未成年者（	年 月 日生）	☐ 成年被後見人
		☐ 任意代理人委任者		
	（ふりがな）			
	イ 本人の氏名			
	ウ 本人の住所又は居所			
(4)	法定代理人が請求する場合は請求資格確認書類（次のいずれかの書類）を提示し、又は提出してください。			
	請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本	☐ 登記事項証明書	
		☐ その他（ ）		
	※ 請求資格確認書類については、利用停止請求をする日前３０日以内に作成されたものに限り、また、法定代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。請求資格確認書類は、コピーによる提出は認められません。			
(5)	任意代理人が請求する場合は請求資格確認書類を提示し、又は提出してください。			
	請求資格確認書類	☐ 委任状		
		☐ 添付書類（ ）		
	※ 委任状については、委任者がその実印を押印し、かつ利用停止請求をする日前３０日以内に作成したものに限り、また、当該実印に係る印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限り、）を添付するとともに、任意代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。委任状及び印鑑登録証明書は、コピーによる提出は認められません。			